

難病疫学研究ネットワーク規約

第1条（名称）

本会の名称は難病疫学研究ネットワークとする。

第2条（事務局）

本会は事務局を大阪公立大学大学院医学研究科公衆衛生学に置く。

第3条（目的）

本会は、難病疫学研究に携わる研究者が研究交流を図り、難病疫学研究の発展に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、上記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 年次情報交換会の開催
- (2) 難病疫学研究の技術的支援活動
- (3) 国内及び国際的な関連学会との交流
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）

本会は目的に賛同する研究者から構成される。

本会に入会しようとするものは事務局に申し込むものとする。

第6条（会期）

本会の会期は4月1日から翌年の3月末日までとする。

第7条（役員）

本会は次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 若干名
- (3) 顧問 若干名

第8条（代表世話人）

代表世話人は世話人の互選によって決定される。代表世話人は会務を統括し、役員会を主宰する。

第 9 条（世話人）

世話人は、代表世話人もしくは世話人の推薦に基づき選出される。世話人は、会の運営を議する。

第 10 条（顧問）

顧問は、代表世話人もしくは世話人の推薦に基づき委嘱する。本会の発展・向上に寄与するための助言などを行う。

第 11 条（役員会）

本会は毎年 1 回以上の役員会を開催する。代表世話人がこれを招集し、役員の過半数の出席（委任状を有効とする）をもって成立する。議決は出席者の過半数を要する。

第 12 条（改正）

この規約は役員の過半数をもって改正することができる。

[付則]

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。